

## 日本列島への仏法伝来、 および日本列島内での 漢字公用開始の年代について

中小路 駿 逸

はじめに

日本列島に住む人々のなかに、仏法は、いつごろ、どこから、どのようにして伝来したのか。

この問いは、日本列島内での漢字の公用はいつごろ始まったのか、という問いを伴っている。

右の問いに答えるための基礎作業として、私は前稿『仏法伝来』とは何か<sup>1</sup>』を書いた。

そこに述べたことを、摘記する。

一 『日本書記』には、僧が到来し、出家人が生じ、仏殿が経営され、法会が行われた敏達十三年（五八四）是歳の事件が、「仏法の初め、茲<sup>ココ</sup>よりして作<sup>つく</sup>れり。」とされている。

僧がその地に来、法を説き示してうけいれられれば、

——すなわち信徒による供養をうければ、——それをその地への仏法の伝来と称すべきこと、明白きまゐる理である。

すなわち『書紀』の記述よりは、この明白な理に合致した、正常で正当なものである。

二 右と同様の条件をそなえ、したがって仏法伝来の実をそなえているように見える記事が、別にある。

『上宮聖徳法王帝説』、および『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』所引の丈六光銘に、僧が到来してわが朝の仏法がはじまったとするのがそれである。（『帝説』に戊午の年とし、『縁起』の地の文にも同じ年代が見える。）

ただし、右の記事のいづれにも、到来した僧の名も事績もしるされず、また『元興寺伽藍縁起』には、地の文のほうに、戊午の年に仏法が僧ぬきで伝来したむねの記述もあるなど、不備、もしくは不審な点がある。

が、ともかく、日本への仏法の伝来については、敏達十三年（甲辰）是歳と、戊午年と、二種の伝承があるわけである。

三 ここにおいて、日本列島への仏法伝来の真相、たとえば右の戊午年には僧が来たのか来なかったのか、来たかすれば日本列島のどこへ来たのか、といった点を問題

としてとりあげることが、必要となり、また可能となつた。

およそ以上である。

以下に、この列島への仏法伝来の真相について、それがどこまで明らかにできるか、その考究の過程、および帰結を示す。

一

『日本書紀』によれば、わが朝への仏法伝来は敏達十三年（五八四、甲辰）是歳であること、すでに述べた。その記事を、いまいちどよく見よう。

（敏達十三年）秋九月、百濟従り来たれる鹿深臣、名字を闕く。弥勒の石像一軀を有つ。佐伯連、名字を闕く。仏像一軀を有つ。

是の歳、蘇我馬子宿禰、其の仏像二軀を請じ、乃ち鞍作村主司馬達等・池辺直氷田を遣はし、四方に使して修行者を訪ひ覓めしむ。是に、唯、播磨国に於いて、僧の還俗せる者を得。高麗の恵便と名づく。大臣、乃ち以て師と為し、司馬達等の女嶋を度せしむ。善信尼と曰ふ。年十一歳。又、善信尼の弟子二人を度せしむ。△中略▽馬子、独り仏法に依りて、

三尼を崇敬す。乃ち三尼を以て氷田直と達等とに付して、衣食を供せしめ、仏殿を宅の東方に経営し、弥勒の石像を安置し、三尼を屈請して、大会設齋す。△中略▽馬子宿禰、亦、石川の宅に於て、仏殿を修治す。仏法の初め、茲自りして作れり。さて、これは、どういう事件であろうか。

事件の内容が仏法の伝来に相当することは、すでに述べた。が、内容はそれだけであろうか。

この事件は、どこからの仏法の伝来であろうか。読めば明らかだ。播磨からのものであること、疑う余地がない。

では、どこへの伝来であろうか。

これも明らかだ。仏殿が経営され、出家人（尼）が供養されたのが大和においてであること、疑う余地がない。ゆえに、ここにしろるされている事件は、要するに、播磨から大和への、仏法の伝来である。

そしてそれが「仏法の初め、茲自りして作れり。」と称されているのである。

播磨から大和への仏法の伝来が、たんに「仏法の初め、茲自り」と称される。このことの意味は何か。

ほかでもない。この記事は、大和（その隣接地のいく

らかをも含みえようが、播磨は含まない）を自身の勢力範囲とする、日本列島内の一地方王権の立場で本来書かれている。——このことを意味する。これ以外に、およそ意味のとりようがあらうか。

この王権にとつて、播磨はそのとき、いまだその勢力圏外にあった。すなわち、まだ領有されていなかった。言いかえれば、そこ播磨はそのときまだ「外国」、ないしその一部であった。外国からはじめて仏法が伝来した。これをその王権の立場で、たんに「仏法の初め」と称することに、何の不思議があらう。

仏法の伝来に相当する内容を具備した事件が、「わが国」としてははじめて起こった。ゆえにこれを「仏法の初め、茲自り」と称する。きわめて正常であり、正当である。

つまりこの記事は、その時点においてこの「わが国」がいまだこの列島内の一地域権力にすぎなかったことを、正直に告げているのである。

『日本書紀』の仏法伝来記事、すなわち敏達十三年（五八四）是歳の記事は、このように解する以外に、解しようがない。

この記事が播磨からの仏法伝来を告げていることは、

すでに古田武彦氏によって指摘されている。私は『書紀』の記載事実を踏まえ、それが必然的にさし示すところを言った。結果は、古田氏のすでに提唱された「多元的古代像」と同じところに到達したのである。

ここに参照すべきものとして、また『元興寺伽藍縁起』の次の記事がある。

時にかくのごとく命を承り已りて、壬寅の年八註、敏達十一年、五八二▽、大后大々王と池辺皇子との二柱、心を同じくして牟久原の殿を措井に遷して、癸卯八註、敏達十二年、五八三▽に始めて桜井の道場と作し、灌仏の器を隠し蔵めき。しかる後、癸卯に稲目の大臣の子馬子足祿、国内の災を得て筮卜に問へる時、言はく、「これ父の世に祠る神の心なり」と。時に大臣、恐れ懼みて仏法を弘めむことを願ひ、即ち出家すべき人を求むるに、都て応ずる者なかりき。但、この時に、針間国に脱衣の高麗の老比丘、名は惠便と、老比丘尼、名は法明とありき。時に按師首達等の女、斯末売、年十七にて在り。阿野師保斯の女、等已売、錦師都瓶善の女、伊志売、合せて三の女等、法明に就いて仏法を受け学びて在り。俱に白さく、「我等、出家して仏法を受け学ばむと欲」

と白しき。大臣即ち喜びて出家せしむ。八嶋売は法名善信、等巴売は法名禪藏、伊志売は法名惠善なり。その時、大臣、大々王と池辺皇子との二柱、歎喜し、桜井道場に請せて住まはしめたまひき。

次に、甲賀臣、百濟より石の弥勒菩薩像を持ち度り来たれり。三柱の尼等、家の口に持きて供養し礼拝ひき。時に按師首、飯食の時に、舍利を得て、以て大臣に奉りき。大臣、乙巳の年八註、敏達十四年、五八五〇二月十五日、止由良佐岐に刹の柱を立てて大会を作す。

ここに言われていることは何であろう。

出家を志願するものが国の内にいなかった。ところが針間（播磨）に、還俗した高麗の人、惠便なるものと、比丘尼法明なるもの（高麗の人か否か、明らかでない）とがいた。大和の住人のむすめ三人がこの法明に学んで志をおこし、出家して尼となり、供養を受けた。——そういうのである。

国の内に出家しようとするものがいなかったとは、どういう意味であろう。むろん、大和の国、その隣接地も含みえようか）にはいなかったという意味である。なんとなれば、播磨にはすでに少なくとも比丘尼が一人いる。

比丘尼とは、当然、すでに出家し、げんに出家の身であるところの女人をいうのである。しかし、播磨には出家人がいた。

播磨に出家人がいたとはどういう意味か。当然、播磨の地において供養を受けていたという意味である。僧尼が供養を受けている状態とは、すなわち仏法がその地に行われている状態である。しかし、大和へんにまだ出家志願者さえいなかったとき、播磨にはすでに仏法が行われていたのである。

この状況が、「国内の災を得て八中略」出家すべき人を求むるに、都て応ずる者なかりき」としるされる。このことの意味は何か。この記事もまた『書紀』のと同様、大和（その隣接地もか）のみを「わが国」とし、播磨を外国（ないし隣国、あるいは隣国の一部）とする立場で本来書かれているのである。

この記事は、『書紀』のと比較すると、事件の年代や順序に多少の差違があり、『書紀』に見えない比丘尼法明の名が見え、さらには事件自体が『書紀』のように「仏法の初め」とはされていない。『元興寺伽藍縁起』自体が、たとえば次のように、敏達朝よりも前の欽明朝に、仏法の初めを置いているからである。

大倭の国の仏法は、斯婦嶋の宮に天の下治しめしし  
天國案春岐広庭、天皇の御世、八中略∨天の下治し  
めす七年歲次、戊午十二月、度り來たるより甞まれり。  
丈六の光銘に曰はく、天皇、名は広庭、斯婦斯麻の  
宮に在しし時、百濟の明王上啓さく、八中略∨故、  
仏法始めて大倭に建てり。

が、にもかかわらず『元興寺縁起』の記述は、『書紀』  
と符節を合して、六世紀後半、敏達朝において、わが  
国はいまだ播磨をも領せぬ一地域権力にすぎず、その領  
内の仏法はヨソの国なる播磨から伝來したのだ。”と告  
げているのである。

『書紀』と『元興寺縁起』とにおいて一致する、この  
“証言”は、虚偽であろうか。錯認の所産であろうか。

いずれとも考えがたい。なんととなれば――

もし六世紀後半期において、すでにこの大和の王権が、  
西は九州のはてまで“わが領土”としていた事実があつ  
たなら、播磨を“外国”扱いするこのような“証言”が、  
虚偽にもせよ錯認にもせよ、なぜ生じえよう。八世紀の  
朝廷が、わが国は敏達朝（六世紀後半期）において、い  
まだ播磨を領有せず、したがって播磨からの仏法の伝來  
がすなわちわが朝の“仏法の初め”であつたというよう

な、“領土の縮小”また“統一年代の繰り下げ”を、虚  
偽であれ錯認であれ、なんの利があつて虚構しえよう。  
なんの益があつて見落としたまま後世に伝ええよう。

が、げんに、記事は厳然として伝存している。

ならば、これは、虚偽でも錯認でもなく、事実を伝え  
ているものと解するほかない。

大和の王権の領域への仏法の伝來は、六世紀後半期に  
――『書紀』では敏達十三年（五八四）是歲にまどめら  
れているが、『元興寺伽藍縁起』によれば敏達十二年  
（五八三）から同十四年（五八五）にかけてのことで、  
したがつて事件の完了は敏達十四年（五八五）となる。

――“西方の他領域”なる播磨からであつた。そう考え  
るほかないのである。

では、もう一種の伝承のほうは、どう解すべきなのか。  
それを考えよう。

## 二

A 志し癸き嶋じまの天皇の御世に、戊午の年の十月十二日に、  
百濟国の王、明王、始めて仏の像、經教、并なびに僧  
等を度わたし奉る。勅して蘇我稲目宿禰大臣に授けて興  
し隆たかえしむ。  
(上宮聖徳法王帝説)

## B

大倭の国の仏法は、斯<sup>し</sup>帰<sup>き</sup>嶋<sup>じま</sup>の宮に天の下治<sup>しめし</sup>めしし天<sup>あま</sup>國<sup>くに</sup>案<sup>あな</sup>春<sup>はる</sup>岐<sup>ぎ</sup>庭<sup>てい</sup>天<sup>あま</sup>皇<sup>みま</sup>の御<sup>みこ</sup>世<sup>よ</sup>、蘇<sup>そ</sup>我<sup>が</sup>大<sup>おほ</sup>臣<sup>おみ</sup>稻<sup>いな</sup>目<sup>め</sup>宿<sup>すく</sup>祢<sup>ね</sup>の仕<sup>つか</sup>へ奉<sup>たご</sup>る時<sup>とき</sup>、天<sup>あま</sup>の下<sup>しも</sup>治<sup>しめ</sup>しめす七<sup>なな</sup>年<sup>ねん</sup>歲<sup>さい</sup>次<sup>じ</sup>戊<sup>い</sup>午<sup>ご</sup>十二<sup>じふに</sup>月<sup>げつ</sup>、度<sup>た</sup>り來<sup>きた</sup>たるより創<sup>は</sup>まれり。百<sup>ひやく</sup>濟<sup>じ</sup>國<sup>こく</sup>聖<sup>せい</sup>明<sup>めい</sup>王<sup>わう</sup>の時<sup>とき</sup>、太<sup>たい</sup>子<sup>し</sup>の像<sup>ざう</sup>並<sup>なら</sup>びに灌<sup>かん</sup>仏<sup>ぶつ</sup>の器<sup>き</sup>一<sup>いつ</sup>具<sup>ぐ</sup>、及<sup>およ</sup>び仏<sup>ぶつ</sup>起<sup>おこ</sup>を説<sup>と</sup>ける書<sup>しよ</sup>卷<sup>まき</sup>一<sup>いつ</sup>篋<sup>けつ</sup>を度<sup>た</sup>して言<sup>い</sup>さく、「當<sup>あた</sup>に聞<sup>き</sup>く、仏<sup>ぶつ</sup>法<sup>ぽう</sup>は既<sup>すで</sup>にこれ世<sup>よ</sup>間<sup>かん</sup>無<sup>な</sup>上の法<sup>ぽう</sup>、その國<sup>くに</sup>も亦<sup>また</sup>修<sup>しゆ</sup>行<sup>ぎやう</sup>すべきなり」と。時<sup>とき</sup>に天<sup>あま</sup>皇<sup>みま</sup>、受<sup>う</sup>けて諸<sup>しよ</sup>の臣<sup>おみ</sup>等<sup>ら</sup>に告<sup>つ</sup>りたまわく、「この他<sup>た</sup>國<sup>こく</sup>より送<sup>おく</sup>り度<sup>た</sup>せし物<sup>もの</sup>を、用<sup>もち</sup>ゐるべきや用<sup>もち</sup>ゐざるや、善<sup>ぜん</sup>く計<sup>か</sup>りて白<sup>はく</sup>すべし」と告<sup>つ</sup>りたまひき。八<sup>はち</sup>中<sup>ちゆう</sup>略<sup>りやく</sup>時<sup>とき</sup>に天<sup>あま</sup>王<sup>わう</sup>、大<sup>おほ</sup>々<sup>た</sup>王<sup>わう</sup>を召<sup>よ</sup>して告<sup>つ</sup>りたまはく、「汝<sup>なんぢ</sup>が牟<sup>む</sup>久<sup>く</sup>原<sup>げん</sup>の後<sup>のち</sup>宮<sup>みやう</sup>は、我<sup>われ</sup>他<sup>た</sup>國<sup>こく</sup>の神<sup>かみ</sup>の宮<sup>みやう</sup>とせむと欲<sup>ほ</sup>するなり」と。時<sup>とき</sup>に大<sup>おほ</sup>々<sup>た</sup>王<sup>わう</sup>の白<sup>はく</sup>さく、「大<sup>おほ</sup>御<sup>おん</sup>心<sup>しん</sup>に依<sup>よ</sup>り、佐<sup>さ</sup>賀<sup>が</sup>利<sup>り</sup>奉<sup>ほう</sup>らむ」と白<sup>はく</sup>しき。時<sup>とき</sup>に、その殿<sup>てん</sup>に坐<sup>ま</sup>して礼<sup>らい</sup>ひ始めき。

(『元興寺伽藍縁起』地の文)

C  
天皇、名は広庭、斯<sup>し</sup>歸<sup>き</sup>斯<sup>し</sup>麻<sup>ま</sup>の宮に在<sup>あ</sup>りし時<sup>とき</sup>、百<sup>ひやく</sup>濟<sup>じ</sup>の明<sup>めい</sup>王<sup>わう</sup>上<sup>じやう</sup>啓<sup>けい</sup>さく、「臣<sup>おみ</sup>聞<sup>き</sup>く、謂<sup>い</sup>はゆる仏<sup>ぶつ</sup>法<sup>ぽう</sup>は既<sup>すで</sup>にこれ世<sup>よ</sup>間<sup>かん</sup>無<sup>な</sup>上の法<sup>ぽう</sup>なり。天<sup>あま</sup>皇<sup>みま</sup>も亦<sup>また</sup>修<sup>しゆ</sup>行<sup>ぎやう</sup>すべし」と。仏<sup>ぶつ</sup>像<sup>ざう</sup>・經<sup>きやう</sup>教<sup>きやう</sup>・法<sup>ぽう</sup>師<sup>し</sup>を擎<sup>さ</sup>げ奉<sup>ほう</sup>りき。天<sup>あま</sup>皇<sup>みま</sup>、巷<sup>せう</sup>奇<sup>が</sup>の、名<sup>な</sup>は稻<sup>いな</sup>目<sup>め</sup>の大<sup>おほ</sup>臣<sup>おみ</sup>に詔<sup>みこと</sup>し、茲<sup>こゝ</sup>の法<sup>ぽう</sup>を修<sup>しゆ</sup>行<sup>ぎやう</sup>せしめたまひき。故<sup>ゆゑ</sup>、仏<sup>ぶつ</sup>法<sup>ぽう</sup>始<sup>は</sup>めて大<sup>おほ</sup>倭<sup>やまと</sup>に建<sup>た</sup>てり。(同 丈六光銘)

右の三つの「告知」の、要点は何であろうか。

明らかである。(一) 仏法は百濟からの僧の渡来によつて傳來したこと(Bは僧のことを欠く)、(二) その年は戊午年であったこと(Cはこれを欠く)、(三) また欽明天皇の時代であったこと、これである。

この「告知」と、前述の『書紀』のそれとの關係はどうか。

これも明らかである。『書紀』のは敏達朝に播磨から、といつていたのであり、これは欽明朝に百濟から、といつていたのである。ゆえに、両者はまったく別の事件である。

しかし、ことは同一王朝での事件というかたちをとつてゐる。ゆえに、いずれか一方が真、もしくは両者ともに偽である。——そのように考へうるであろうか。

右の「告知」の内容のなかで、とくに注目される点は何か。『書紀』欽明紀の記述と矛盾して相いれない点、これである。

それはどこか。ほかでもない。仏法傳來の年を戊午年としてゐる点である。

他の、百濟から来たという点、それが欽明朝のことであつたという点は、『書紀』の欽明十三年(五五二)の

記事と合致する。実はこの欽明紀の記述に合うというま  
さにその一点こそ、両者が同一王朝内のできごとである  
と考えさせてきた点なのではなかったか。

が、欽明紀の事件は、『仏教文物の被贈与』ならびに  
『天皇および朝廷による仏法不崇敬の決定』という事件  
であって、仏法傳來に相当しないことは、前稿<sup>3</sup>にすでに  
述べた。

仏法傳來の条件を具備した記述内容のいくつかの要素  
が、これを具備しない別の記事と合致することに、何の  
意味があるであろう。(この点、後述する。)

欽明紀にも敏達紀にも、ともに決定的に合わない点、  
それは傳來が戊午年であったとする点なのである。

ところでこの戊午年という一点は、虚偽であろうか。  
錯認の所産であろうか。

『書紀』によれば欽明朝に戊午年がないことは、周知  
の事実である。この事実のゆえに最澄は『頸戒論』で、  
元興寺の僧の申し立てを——僧の到来の有無という点を  
よそにして——攻撃した(この点についても、すでに前  
稿<sup>4</sup>に述べた)。僧の到来の有無という肝心ななめの一点  
を無視すれば、『書紀』欽明紀と『元興寺伽藍縁起』と  
の矛盾する点は、まず年代だけと見えよう。『書紀』と

違ふ年代を主張するのは、主張する側にとって不利をも  
たらすはずで、事実、不利はもたらされたのである。

しかも『書紀』には、欽明朝ではなく敏達朝のところに、  
「仏法の初め」と明記されているではないか。戊午  
年傳來を主張することに、害はあっても利は一つもない。  
その有害不利な傳承を、なぜ『帝説』や『元興寺伽藍  
縁起』といった、法隆寺・元興寺関係の文献は伝えたの  
か。

答えは一つ。この土への仏法の傳來は戊午年であっ  
た。と、それぞれの寺院のなかでは師弟の間にかたく  
傳承されていたからである。——これが答えである。

そしてこの答えには、次の一事が伴う。

こういう、傳承者に不利益をもたらす種類の傳承が、  
虚偽もしくは錯認の所産である可能性は、きわめて少な  
いと考えられること、これである。

これに、問題の戊午年の事件と敏達朝の事件とはまっ  
たくの別件であり、欽明紀の事件ともまた明らかに別で  
あるという点を合わせ考えると、どうなるか。

仏法はこの列島に、百濟から傳來した。それは戊午年  
のことであった。そのことは寺僧の間に頑固に傳承され  
ていた。右の寺院関係の諸記事は、この傳承と、これを

欽明紀の「仏教文物被贈与事件」と同じものにしたてよ  
うとした作為との合成物である。——この帰結に、私は  
到達するほかないのである。

では仏法は戊午年に、この列島のどこに伝来したのか。  
それは大和ではなく、より百済に近いところ。そのうち  
もっとも蓋然性の高いのは、列島内で百済にもっとも近  
く、彼我の交通にもっとも便であった地域、九州北部で  
ある。——私には、そう考えられる。

### 三

では、問題の戊午年とは、いつのことか。

戊午年は、六一年目にめぐってくる。そのなかの  
どれであろうか。

ここに参照すべき記事が一つある。『隋書』倭国伝の  
次の記事がそれである。

文字無し。唯木を刻し繩を結ぶのみ。仏法を敬し、  
百済に於て仏経を求得し、始めて文字有り。

この倭国なる国が阿蘇山のある山島であり、魏晋代の  
女王と同じところに都し、その王が「日出づる処の天子」  
と自称した国であること、周知のことである。この山島  
が九州島であることは、古田武彦氏がすでに論証し、私

もこれをうらづける根拠をいくつかあげた。

その国では、もと文字は使用せず、木に刻み目をつけ  
たり繩に結び目を作ったりして記録としていた。ところが  
仏法を敬い、百済で経を手に入れて、それから文字（漢  
字のことであろう）をその国内で公用するようになった。  
——そういうのである。「仏経を求得し」たのは、むろ  
ん仏法を受け入れてのちであろう。仏法をうけいれるよ  
り前に経をのみ手に入れて漢字を用いはじめたと想定す  
ることは困難である。なんとすれば、仏経を求めずとも、  
すでに中国の古典籍があるはずだからである。

仏法の伝来ののち、その国は漢字・漢文を国内で公用  
しはじめた。——右の記事はそう告げている。こう書く  
ことで別にだれに利益をもたらすわけでもないから、こ  
の記事は事実を告げているのであろう。

とすると、問題の戊午年を五三八年としたのでは遅す  
ぎるのである。一般にこの戊午年が五三八年とされてい  
るのは、諸史料の文面との矛盾を少なくするため、『書  
紀』の欽明十三年（五五二）に近い年にあてたにすぎま  
い。この戊午年は、もっと前にあてることを考えるべき  
である。

もう一つ前の戊午年は、四七八年である。この年と考



えうるか。

考えがたい。この年は『宋書』にいう宋の順帝の昇明二年。倭王武が堂々たる漢文の上表文をたてまつったとある年である。これよりあとで漢字・漢文の倭国内での公用が始まったと想定するのは無理であろう。

もう一つ前の年は、四一八年である。この年はどうであらうか。

この年は、『三国史記』百濟本紀によれば、腆支王の十四年である。この王は、いかなる人であらうか。

阿華の元子なり。阿華の在位第三年、立ちて太子と為る。六年、出でて倭国に質たり。十四年、王薨す。

ハ中略▽哭泣して帰らんことを請ふ。倭王、兵士百人を以て衛送せしむ。ハ中略▽国人、ハ中略▽腆支を迎へ、位に即かしむ。

太子のとき倭に人質となり、父王の死後、倭王に願って送り帰され、帰国して王となった。倭と事を構える情況にない人物であり、百濟本紀のわずかな記事中でも、倭との不和を思わせる記事はない。

そして問題の十四年（四一八）、この王は倭に遣使している。

十四年夏、使を倭国に遣はし、白綿十匹を送る。

この年は、百濟に仏法が伝来した沈流王元年（百濟本紀による。三八四）から三四年後である。この年、腆支王は僧をも倭に派遣したのではなかったか。そして倭の宮廷は、これを受け入れたのではなかったか。

右の蓋然性が高い、と私は考える。

仮説は、ひとまず、ここまでである。が、ここから必然的に出てくることがある。

五世紀前半期に、倭国は仏經を求得し、漢字・漢文の国内公用をはじめた。それから約半世紀を過ぎて、倭王武の宮廷は、堂々たる漢文の上表文を草しうる実力をそなえるにいたっていた。当然、この前後にわたって、いわば、失われた倭国内文字資料、あるいは倭国漢文学が、つぼみをほころばせ花開いていた。——この想定が導き出されてくるのである。

そしてまた、次の推測も生じうる。

この五世紀中において、倭国の国内では、倭語を漢字で、すなわち仮借の方法、いわゆる万葉仮名と同じやりかたで、記録することも始まっていたのではないか。——この推測も。

この想定、推測されたワクを埋めるべき資料は、なお特定困難であるとしても、である。

仏法の件にもどらう。

『梁書』諸夷伝に、次の記事がある。

文身国は、倭国の東北、七千余里に在り。△中略△  
大漢国は、文身国の東、五千余里に在り。△中略△  
扶桑国は、△中略△扶桑は、大漢国の東、二万余里に在り。地は中国の東に在り。△中略△其の俗、旧、仏法無し。宋の大明二年、罽賓国に嘗て比丘五人有り、游行して其の国に至り、仏法・経像を流通し、教へて出家せしめ、風俗遂に改まる。

この扶桑国が、倭国（九州を中心とする）とは別の場所であることを、私はすでに述べた。<sup>7</sup>

いま、さらに一つのことをつけ加えることができる。この扶桑国は、大和（およびその隣接地）でもない。扶桑国に仏法が伝来したのは大明二年（四五八）、大和へは六世紀後半である。両者、別の地でなくて何であろう。（扶桑国の位置については、いま、これ以上立ちいらす、別に述べる。）

かくして、中国東方海中への仏法の伝来は、九州へは四一八年、大和地域へは、はるかにおくられて六世紀後半期、この間の五世紀半ばに、九州でも大和でもない扶桑国なる地に、という「仏法伝来地図」が描き出されてき

たわけである。そしてそれに伴って、失われた倭国漢文学が五世紀のうちに存在したであろうことも、想定されてきたのである。

おわりに

右に得られた知見は、仏教史の一部を書きかえる必要を生じさせると同時に、日本古代史、また国語史のワク組みについても、大はばな変更を迫るものである。

大和の王権が六世紀後半期にいたってなお列島上の一地域権力であったことを、みずから告知し、寺院伝承には九州への仏法伝来の記憶が伝存している。大和の王権が九州まで統一的支配のもとにおいたのは七世紀後半から八世紀初にかけてであること、すでに古田武彦氏の論証があり、私もそれをうらづけるいくつかの例証をすでにあげた。<sup>9</sup>ここにまた、その一つを加えるにいたったのである。

なお一言する。

『帝説』や『元興寺縁起』といった寺院関係の伝承に、この土に仏法を伝えた僧があったことはしるされるながら、その名が書かれていないのは奇怪であるむね、私は前稿<sup>10</sup>で指摘した。その答えかと思われるものが、欽明紀にあ

る。

(欽明十四年二月) 僧曇慧等九人を、僧道深等七人に代ふ。

この記事より前に、僧が来たむねの記事があるわけではない。来たとは書かれず、ただ余人と交替したのみ書かれるこの僧曇慧等九人とは、何者か。これが四一八年、腆支王が派遣し、やがて帰国して別の僧と交替した、この列島最初の渡来僧の名が、欽明十三年(五五二)の『仏教文物被贈与事件』の翌年に、はめこまれた姿ではないか、と私はいま考えているのである。

(註)

- 1 『市民の古代』第八輯(一九八六年)。
- 2 『古代は輝いていた』Ⅲ(朝日新聞社、一九八五年)。
- 3 註1。
- 4 註1。
- 5 『失われた九州王朝』(朝日新聞社、一九七三年。角川文庫に入る。)・『古代は輝いていた』など。
- 6 『日本文学の構図』(桜楓社、一九八三年)。
- 7 『扶桑』と海、および『扶桑国』(大阪大学医療技術短期大学部研究紀要人文科学篇第十七輯(一九八五))。
- 8 註5。
- 9 『日本文学の構図』・前註論文など。

10 註1。

補記

史料の引用は、『日本書紀』は『日本古典文学大系』所載の本文によって訓じ、『上宮聖德法王帝説』・『元興寺伽藍縁起』は『日本思想大系』の訓により、『隋書』・『梁書』は『百納本二十四史』、百濟本紀は金思燿訳『完訳三国史記』所載の本文によってそれぞれ訓じた。